

入札・契約制度説明会（建設工事）

日時：令和2年12月2日（水） 午後3時00分から
場所：東広島市市民文化センター アザレアホール

<次第>

- 1 総合評価落札方式一般競争入札の改正について…………… 1
（令和3年4月1日以降適用開始） 【契約課】
- 2 工事成績条件付一般競争入札について 【契約課】 …… 4
- 3 災害実績条件付一般競争入札の試行について…………… 5
（令和3年4月1日以降適用開始） 【契約課】
- 4 入札不調となった災害復旧工事の受注意向申し出について…………… 7
（令和2年11月16日以降適用開始） 【契約課】
- 5 水道施設工事の発注方法について…………… 10
（令和3年4月1日以降適用開始） 【契約課】
- 6 工事関係書類等の簡素化について…………… 11
（令和2年7月22日以降適用開始） 【検査課】
- 7 法定外の労災保険の加入について…………… 14
（令和3年4月1日以降適用開始） 【検査課】
- 8 その他 …… 15
 - (1) 災害復旧工事の発注について 【災害復旧推進課】
 - (2) 指名競争入札及び随意契約の提出期限について 【契約課】
 - (3) 建設業法の一部改正に伴う建設工事請負契約約款等の改正について
（令和2年10月1日以降適用開始） 【契約課】
 - (4) 平成30年7月豪雨に伴う災害復旧工事に係る主任技術者及び
現場代理人の兼務制限の緩和について（特例措置）
（令和2年7月22日以降適用開始） 【契約課】
 - (5) 令和3・4年度入札参加資格の当初申請について 【契約課】
- 9 質疑応答

東広島市

総務部 検査課 TEL082-420-0950

総務部 契約課 TEL082-420-0930

建設部 災害復旧推進課 TEL082-426-3091

1 総合評価落札方式一般競争入札の改正について

1 趣旨

価格と品質で総合的に優れた調達为推进を図るため、令和3年度も引き続き総合評価落札方式一般競争入札を実施します。

2 発注対象工事

(1) 簡易Ⅰ型

工事实績のほか、簡易な施工計画を求め評価するもの。

(2) 簡易Ⅱ型

工事实績を中心に評価項目を設定し評価するもの。

3 改正点

(1) 評価項目：災害対応活動の有無について

評価項目	令和2年度	令和3年度	配点
災害対応活動の有無	災害時応急対策活動等に関する基本協定を締結し、かつ、平成29年度から令和2年度に災害復旧工事の応札実績を6回以上有する者	災害時応急対策活動等に関する基本協定を締結し、かつ、令和元年度から令和3年度に災害復旧工事の受注実績を3回以上有する者	1.0点
	災害時応急対策活動等に関する基本協定を締結し、かつ、平成29年度から令和2年度に災害復旧工事の応札実績を3回以上有する者	災害時応急対策活動等に関する基本協定を締結し、かつ、令和元年度から令和3年度に災害復旧工事の受注実績を1回以上有する者	0.5点
	災害時応急対策活動等に関する基本協定を締結している者	(変更なし)	0.25点
	災害時応急対策活動等に関する基本協定を締結していない者	(変更なし)	0点

※実績は東広島市発注のものに限る。

(2) 評価対象年度の改正

地域貢献の実績など評価の対象とする年度を改正します。

4 適用日

令和3年4月1日以降に公告する案件から適用します。

令和3年度 総合評価落札方式一般競争入札 評価項目・配点

	評価項目		配点	土木一式		左記以外 (建築一式、舗装、その他)	
	区分	評価内容		市内本店のみ	市外参加可	市内本店のみ	市外参加可
I型	1.施工計画	(1)施工計画の実施手順の妥当性	2点	△ (選択)		△ (選択)	
		(2)工期設定の適切性	2点	△ (選択)		△ (選択)	
		(3)施工に関する課題への対応の適切性	6点	△ (1項目以上選択)		△ (1項目以上選択)	
		(4)品質の確認方法、管理方法の適切性					
	小計		6~10点		6~10点		
I型・II型 共通	2.企業の施工能力	(1)同種・類似工事の施工実績 (直近15年間)※1	2点	○	○	○	○
		(2)工事成績評定点 (直近3年間の平均)※2	2点	○	—	○	—
		小計		4点	2点	4点	2点
	3.配置予定技術者の能力	(1)主任(監理)技術者の保有する資格 (専門資格を含む)※3	1点	○	○	○	○
		(2)主任(監理)技術者の同種・類似工事の施工 経験の有無(直近15年間)※1	1点	○	○	○	○
		(3)施工経験工事の従事形態 ※4	1点	○	○	○	○
		(4)継続教育(CPD)の取組状況	1点	○	○	○	○
		(5)若手技術者(39歳以下)又は女性技術者の活 用	1点	○	○	○	○
	小計		5点	5点	5点	5点	
	4.地域の精通性	(1)地域内における本店の有無	1点	—	○	—	○
		(2)東広島市域内における同種工事の元請施工 実績(直近15年間)※1	1点	—	○	—	○
		小計		—	2点	—	2点
	5.地域貢献の実績	(1)災害対応活動の有無	1点	○	—	△ (協定締結のみ 0.25点)	—
		(2)広島県アダプト制度(マイロード・ラブリパー制 度)における活動実績の有無(前年度)	0.25点	○	○	○	○
		(3)東広島市公園里親制度活動の実績の有無 (前年度)	0.5点	○	○	○	○
		(4)市内企業の活用割合 (一次下請総額に占める市内企業の割合)	1点	○	○	○	○
		(5)市内資材販売業者からの指定資材調達割合	1点	○	○	○	○
小計		3.75点	2.75点	3点	2.75点		
6.社会貢献	(1)障害者雇用の状況 ※5	0.25点	○	○	○	○	
	小計		0.25点	0.25点	0.25点	0.25点	
7.施工体制	(1)調査基準価格に基づく施工体制の確保 (前年度に完了検査を受けた低入札工事の成績評定が全て 良好であった者は調査基準価格以上と同様に加点)※6	5点	○	○	○	○	
	小計		5点	5点	5点	5点	
合計			18~28点	17~27点	17.25~ 27.25点	17~27点	

※1 平成18年4月1日以降に完成した元請施工実績を評価の対象とする。

※2 平成30年度から令和2年度までの同一工種の平均点とする。

(ただし、令和3年5月31日以前に公告を行う案件は、平成29年度から令和元年度(平成31年度)までの平均点とする。)

区分	得点
平均工事成績評定点 85点以上	2.0
平均工事成績評定点 65点~85点未満	$2.0 \times (\text{平均工事成績評定点} - 65) / 20$

65点未満の者又は実績のない者は、0点とする。

※3 技術者資格の配点は次のとおりとする。

専門資格設定ありの場合：専門資格あり・1級技士 0.5、専門資格なし・2級技士 0.25

専門資格設定なしの場合：1級技士 1.0、2級技士 0.5

※4 3.(2)において評価した場合に評価の対象とする。

※5 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)に基づく雇用義務がない者にあつては、入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係(所属建設業者との間に第三者の介入する余地の無い雇用に関する一定の権利義務関係が開札日前に連続して3か月以上存すること)とある場合に評価の対象とする。

※6 調査基準価格未満の応札者のうち、前年度に完了検査を受けた同一工種での低入札工事の工事成績評定が全て80点以上であった者は、調査基準価格以上の応札者と同様に評価する。

2 工事成績条件付一般競争入札について

(趣旨)

工事成績評定点を参加要件に加えた一般競争入札は、平成30年7月豪雨に係る災害復旧工事の対応を優先するため、「復旧・復興プラン」の期間中は、実施しないこととしています。

令和3年度においても引き続き、災害復旧工事の対応を優先するため、工事成績条件付一般競争入札は実施しないこととします。

※工事成績評定は、実施します。

<工事成績評定の対象工事>

請負金額500万円を超える請負工事。

ただし、次の工事を工事成績評定の対象工事から除く。

- ①当初請負金額3,500万円未満の災害復旧工事
- ②緊急を要する応急工事

3 災害実績条件付一般競争入札の試行について

1 趣旨

東広島市が発注する建設工事について、災害復旧工事を受注した建設業者を評価するため、災害復旧工事の受注実績を要件とした「災害実績条件付一般競争入札」を試行します。

2 内容

(1) 試行対象工事

試行対象は次のいずれも満たす案件とします。

- ア 市内本店対象案件であること。
- イ 土木一式工事での発注であること。
- ウ 予定価格が税込500万円以上であること。
- エ 参加可能ランクが次表に該当すると認められること。

ランク	設計金額
A	東広島市建設工事等請負業者選定に関する規程 別表第2の格付別標準発注金額表に応じて設定し、町該当の設定はしないものとします。
B	
C	

※各ランク27件程度（各ランク各町3件以内）とします。

※対象工事がない場合もあります。

※町とは、西条、八本松、志和、高屋、黒瀬、福富、豊栄、河内、安芸津の各地区のことをいいます。

(2) 設定要件等

平成30年度以降に東広島市が発注した災害復旧工事（土木一式工事）を3件以上受注した者とします。

※災害復旧工事は平成30年7月豪雨災害に限りません。また、今後発災した場合、それらを含みます。ただし、応急復旧等業務は含みません。

※災害復旧工事の発注方式（一般競争入札、指名競争入札、随意契約）を問いません。

※入札参加資格のない者が落札候補者となった場合、事後審査で無効とします。

3 適用日

令和3年4月1日以降に公告する案件から適用します。

東広島市建設工事等請負業者選定に関する規程

別表第2（第4条関係）全部改正〔平成13年訓令9号〕

格付別標準発注金額表〔平成31・32年度〕

等級別 格付	請負対象設計金額							
	土木一式 工 事	建築一式 工 事	電気工事	管工事	舗装工事	造園工事	水道施設 工事	その他
A	3,000万円 以上	3,000万円 以上	1,250万円 以上	2,000万円 以上	1,500万円 以上	1,250万円 以上	2,000万円 以上	1,500万円 以上
B	1,000万円 以上 3,000万円 未満	1,000万円 以上 3,000万円 未満	1,250万円 未満	750万円 以上 2,000万円 未満	750万円 以上 1,500万円 未満	1,250万円 未満	750万円 以上 2,000万円 未満	750万円 以上 1,500万円 未満
C	1,000万円 未満	1,000万円 未満		750万円 未満	750万円 未満		750万円 未満	750万円 未満

4 入札不調となった災害復旧工事の受注意向申し出について

平成30年7月豪雨災害からの復旧・復興のさらなる迅速化を図るため、入札不調となった災害復旧工事について、受注意向の申し出のあった事業者の方と随意契約を締結します。

1 受注意向の申し出

受注意向のある事業者の方は、案件ごとに設定する提出期限までに、契約課へ「受注意向申出書」（別紙①参照）により、受注意向のある旨を申し出てください。

なお、提出方法は、持参またはFAXとします。

2 対象工事

令和元年度以降に一般競争入札にて入札不調となった災害復旧工事。

3 対象者

次に掲げる要件を全て満たしている事業者の方を対象とします。

- ア 平成31・32年度（令和3年度以降は、令和3・4年度）東広島市建設工事競争入札参加資格者として認定されている業種が土木一式工事
- イ 営業所所在地が東広島市内に主たる営業所かつ本店
- ウ 案件ごとに記載された認定等級

4 選定方法

申し出のあった事業者を候補者として決定し、随意契約に係る手続きを行います。（申し出者が2者以上の場合には、競争見積を行います。）

候補者を決定した際には、見積依頼書をFAXにて送付しますので、見積依頼書に記載された提出期限までに、次の提出資料を持参により、契約課へ提出してください。

- 見積書（提出方法については、随意契約締結に係る事務取扱要領による）
- 受注意向申し出日の前日から1年7か月前以降の日を審査基準日とする経営事項審査の総合評定通知書の写し
- 積算内訳書（競争見積の場合）

5 その他

- (1) 使用契約約款：「建設工事請負契約約款」及び「建設工事請負契約約款特約事項」。
- (2) 技術者等の配置：「技術者等の適正配置について」及び「平成30年7月豪雨に伴う災害復旧工事に係る主任技術者及び現場代理人の兼務制限の緩和について」参照。
- (3) 市町村税の滞納のない者対象案件：（「東広島市建設工事等条件付一般競争入札公告共通事項（建設工事）令和2年4月1日改正」、以下「共通公告」という。）1(11)参照。
- (4) 社会保険未加入対策対象案件：共通公告 5J 参照。

6 適用期間

令和2年11月16日から令和4年3月31日までの間とします。また、過年度発生災害や今後発生する災害もこの取扱いの対象とします。

※受注意向申出書、受注意向申し出対象災害復旧工事、申し出要件、設計図書等については、東広島市総務部契約課ホームページに掲載します。

【ホームページ掲載場所】

東広島市総務部契約課ホームページ

> 7 建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務(随意契約見積依頼)

> 災害復旧工事受注意向申し出について

東 広 島 市 長 様

住 所：
商号又は名称：
氏 名：

印

受 注 意 向 申 出 書

次の案件について、受注の意向がある旨を申し出ます。

工事管理番号 _____

工 事 名 _____

提出及び問い合わせ先：東広島市総務部契約課工事契約係
電 話：082-420-0930
F A X：082-431-0077

5 水道施設工事の発注方法について

1 変更内容

水道施設工事（配水管布設工事・配水管布設替工事）については、入札参加資格の認定業種を次のとおり変更します。

現行	発注工種	水道施設工事
	認定業種	<u>水道施設工事かつ土木一式工事</u>
変更後	発注工種	水道施設工事
	認定業種	<u>管径φ50mm以下 管工事</u> 管径φ50mm超 水道施設工事かつ土木一式工事

2 適用日

令和3年4月1日以降に公告・指名・又は見積依頼する案件から適用

6 工事関係書類等の簡素化について

1 趣旨

受注者の負担軽減を図るため、次の事項について新たに簡素化を行っています。

また、これまで行ってきた災害復旧工事に係る簡素化事項も含めて災害復旧工事簡素化一覧表(以下、「一覧表」という。)にし、ホームページに掲載しています。

2 内容

新規簡素化事項(令和2年7月から実施)

(1) 中間検査の緩和について(一覧表 番号4)

平成30年7月豪雨に伴う災害復旧工事は、中間検査の対象工事から除外します。

(2) 施工計画書の計画工程表について(一覧表 番号6)

災害復旧工事における計画工程表は、工種ごとに詳細な工程が分かるものを不要とし、1施工箇所ごとに着手から完成の期間のみが分かる工程表とすることができます。

(3) 出来形及び写真の測定基準について(一覧表 番号7)

災害箇所が点在する災害復旧工事は、出来形及び写真の測定基準を明確にした出来形・写真管理標準基準表を活用できます。

(4) 監督職員の臨場写真について(一覧表 番号8)

監督職員が臨場して確認した箇所は、出来形管理写真及び臨場状況写真の撮影を省略できます。

(5) 段階確認書、確認・立会依頼書について(一覧表 番号9)

添付する資料は、監督職員が確認した実測値を手書きで記入した資料のみで、臨場写真は添付不要とします。

(6) 設計図書の照査確認資料について(一覧表 番号10)

契約約款第18条に係る照査において、相違がない場合は資料の提出を不要とします。

(7) 休日・夜間の作業連絡について(一覧表 番号11)

災害復旧工事は、現道上の工事についても休日・夜間の作業連絡を口頭、ファクシミリ、電子メールのいずれかの手段で事前に行うことができます。

3 対象工事

(1)・(2)・(3)・(7)は、平成30年7月豪雨に伴う災害復旧工事

(4)・(5)・(6)は、すべての土木工事

4 適用期間

契約済の工事も適用できるものとし、令和4年3月31日までとします。

なお、(4)・(5)・(6)については、期限を定めないものとします。

災害復旧工事簡素化一覧表

番号	題名	内容	備考
1	工事成績評定の緩和について	当初請負金額3,500万円未満の災害復旧工事は、工事成績評定の対象工事から除外する。	過年度発生災害、今後発生する災害も工事成績評定の除外の対象とする。
2	主要資材一括承認について	東広島市ホームページに掲載された製品を使用する場合は、材料承認時の添付書類の提出を不要とする。	材料承認時に、資材承認願いの鑑へ「製品名、規格、会社名、承認番号」を記載する。
3	環境保全型ブロックの壁体重量確認の簡素化について	東広島市又は他の工事で実施した壁体重量確認と同一の資材を使用する場合は省略できる。	現地での壁体重量確認を省略するときは、その旨を打合せ簿に記載し提出する。
4	中間検査の緩和について	災害復旧工事は、請負金額に関わらず、中間検査の対象工事から除外する。	
5	施工計画書の簡素化について	当初請負金額3,500万円未満の災害復旧工事は、施工計画書の記載事項を一部省略できる。	省略可能事項は、工事概要、現場組織表、指定機械、主要船舶・機械、現場作業環境の整備、現場環境改善等の実施内容、安全・訓練の活動計画、その他。
6	施工計画書の計画工程表について	災害復旧工事における計画工程表は、工種ごとに詳細な工程が分かるものを不要とし、1施工箇所ごとに着手から完成の期間のみが分かる工程表とすることができる。	
7	出来形及び写真の測定基準について	災害箇所が点在する災害復旧工事は、出来形及び写真の測定基準を明確にした出来形・写真管理標準基準表を活用できる。	一つの災害箇所を1施工箇所とする。
8	監督職員の臨場写真について	監督職員が臨場して確認した箇所は、出来形管理写真及び臨場状況写真の撮影を省略できる。	
9	段階確認書、確認・立会依頼書について	添付する資料は、監督職員が確認した実測値を手書きで記入した資料のみで、臨場写真は添付不要とする。	
10	設計図書の照査確認資料について	契約約款第18条に係る照査において、相違がない場合、資料の提出は不要とする。	
11	休日・夜間の作業連絡について	災害復旧工事における休日・夜間の作業連絡は、口頭、ファクシミリ、電子メールのいずれかの手段で事前に行う。(現道上の工事も含む)	

7 法定外の労災保険の加入について

1 趣旨

公共工事の品質確保の促進に関する法律の改正により、政府の労働者災害補償保険（労災保険）とは別に上乗せ給付等を目的とした保険契約の保険料等を、予定価格へ反映するために、土木工事において現場管理費率の改定を行いました。

このことから対象となる土木工事について、法定外の労災保険への加入を義務化します。

2 加入を義務化する法定外の労災保険

法定外の労災保険の加入先	(公財) 建設業福祉共済団、(一社) 全国建設業労災互助会、全日本火災共済協同組合連合会、(一社) 全国労働保険事務組合連合会、保険会社
保険の条件等	政府の労働者災害補償保険とは別に上乗せ給付等を行うことを目的とするもの 法定外の労災保険の契約締結をしたときは、その証券又はこれに代わるものを速やかに監督職員に提示

3 対象工事

「土木工事標準積算基準書」、「港湾請負工事積算基準」、「漁港漁場関係工事積算基準」、「土地改良事業等請負工事積算基準」及び「森林整備保全事業設計積算要領」を適用する土木工事

※ 対象工事については、特記仕様書に法定外の労災保険への加入義務を記載します。

4 適用日

令和3年4月1日以降に見積依頼、指名又は公告する案件から適用します。

8 その他

(1) **災害復旧工事の発注について【災害復旧推進課】**

…資料の16ページをご確認ください。

(2) **指名競争入札及び随意契約の提出期限について【契約課】**

「指名通知書」や「随意契約に係る見積依頼書」を受け取られた方は、その提出期限にご注意ください。

提出期限までに、指名競争入札においては入札書又は辞退届が提出されない場合、随意契約においては見積書又は辞退届が提出されない場合は、欠席となり指名除外の対象となります。

(3) **建設業法の一部改正に伴う建設工事請負契約約款等の改正について**

(令和2年10月1日以降適用開始)【契約課】

…資料の19ページをご確認ください。

(4) **平成30年7月豪雨に伴う災害復旧工事に係る主任技術者及び現場代理人の兼務制限の緩和について(特例措置)**

(令和2年7月22日以降適用開始)【契約課】

…資料の21ページをご確認ください。

(5) **令和3・4年度入札参加資格の当初申請について【契約課】**

令和3・4年度の建設工事の競争入札参加資格認定に係る発注者別評価項目「技術者の継続学習の状況」について、建築CPD情報提供制度の対象資格の増加に伴い評価対象業種を変更します。

┌	平成31・32年度 建築CPD 評価対象業種
	建築士、建築設備士
	↓
	令和3・4年度 建築CPD 評価対象業種
	建築士、建築設備士、 <u>木造建築士、建築施工管理技士、</u>
	<u>電気工事施工管理技士、管工事施工管理技士</u>

提出期限までに受け付けた当初申請の資格認定は、令和3年4月1日を予定しています。なお、認定の可否、提出書類に係る個別の問い合わせには応じられませんので、ご了承ください。

(1) 災害復旧工事の発注について

被災件数 1,730 件に対し、10 月末現在の進捗率（完了、工事中、廃工の合計件数）は、7 割程度である。一方、工事の完了率は 3 割程度に留まっており、令和 3 年度も引き続き工事が多忙を極めるものと見込まれる。

下表の 1,730 件の他にも、小規模で維持的に対応する工事も引き続き並行して実施する必要がある。

施設別復旧工事対象着手率（平成30年7月豪雨災害復旧・復興プランに掲載の施設）

（10月末時点）

施設種別	着手率	着手件数	対象件数	施設種別	着手率	着手件数	対象件数
河川	72%	135	215	学校施設	100%	3	3
道路		228	287	農地	68%	464	619
港湾		2	2	農業用施設		259	409
橋梁		8	16	林道		15	61
がけ地		7	7	上水道施設	65%	37	57
公園	100%	21	21	下水道施設	97%	32	33

※ 着手件数は、復旧工事対象件数のうち工事完了、契約済、廃工（自己復旧や営業休止など）の件数です。

※ 対象件数は、1件につき近隣の被災箇所をまとめている場合があります。

※ 上水道・下水道施設の仮復旧は100%完了しています。

○これまでの工事受注機会の拡大策

↓↓↓これに加えて、以下を進めているところ↓↓↓

○現場固有の施工条件にあった施工・仮設計画の具体化

○工事受注に直結する随意契約協議や発注計画の見直し

○令和 2 年 9 月から実施している施工現場支援の取り組み

⇒次ページにて紹介します。

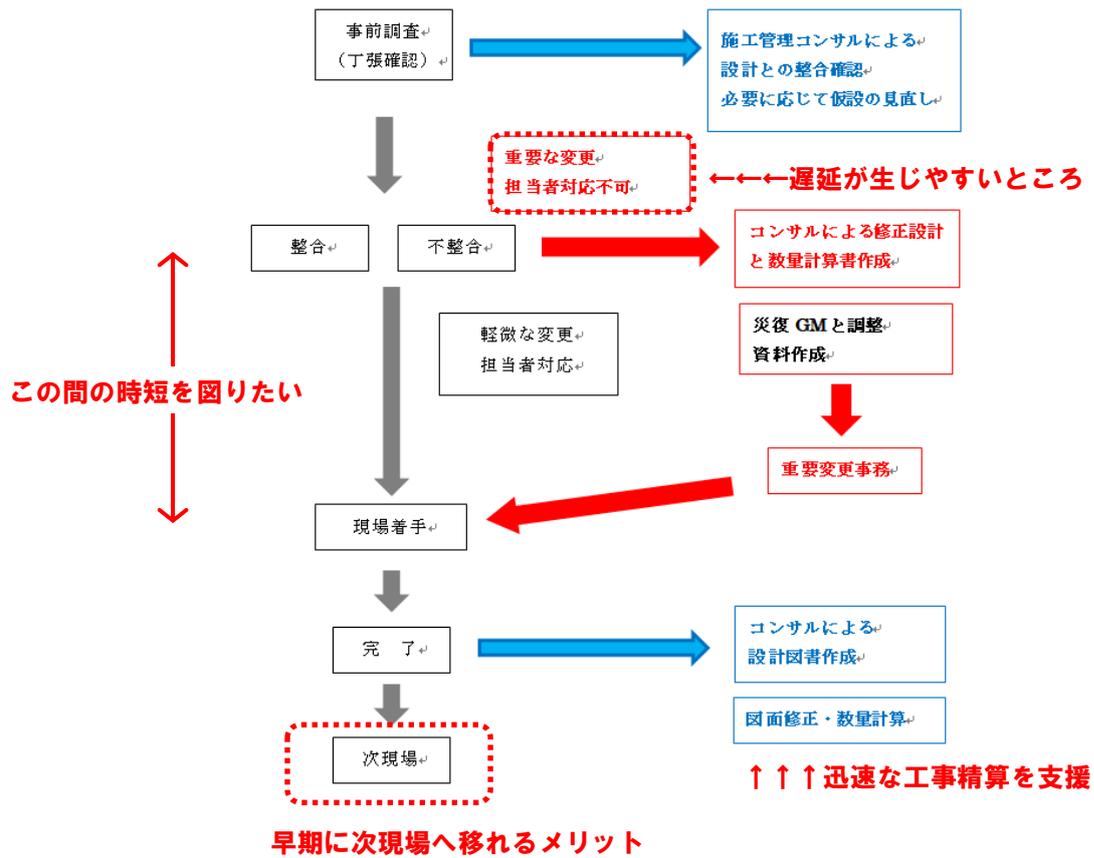
○令和2年9月から実施している施工現場支援の取り組み

■ご活用ください① = 施工監理補助業務

市監督員の負担軽減および迅速な工事完了を図るため、監督行為の中で外部委託が可能なものを抽出してコンサルタントに施工監理業務を委託したもの。遅滞なく精算事務を進めることで、工事請負業者にも利点が生まれる効果を期待している。

⇒丁張り確認、仮設の検討、出来形確認のほか、現場での内容変更にも幅広に対応可

(令和2年10月末現在の実績：公共災9工事、農業・林業災13工事)

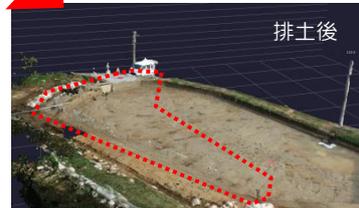
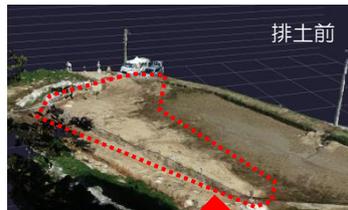
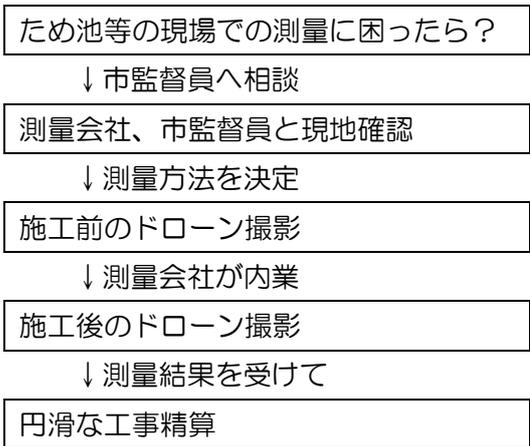


■ご活用ください② ≡UAV 測量業務

主にため池の排土量の算出について、主にドローンを用いて、出来形数量としての排土量を市が委託する業務によって算出し（施工前と施工後の差で精算）、工事請負業者の負担軽減及び迅速な工事完了が目的。

⇒ドローンでの測量が馴染まない現場には、代替で縦横断測量を実施し対応可

（令和2年10月末現在の実績：14工事のほか、直近に4工事で予定）



ドローンで撮影した実際の画像（高屋町内）

【参考】

業務名：〇〇地区公共災施工監理補助業務	
西条・高屋・黒瀬地区	（株）陸地コンサルタント
河内地区	（株）陸地コンサルタント
八本松・志和・福富・豊栄地区	（有）マルコーコンサルタント
安芸津地区	（有）渡辺測量設計

業務名：〇〇地区農業、林業災施工監理補助業務	
西条・高屋・黒瀬地区	（株）広測コンサルタント
河内地区	（株）広測コンサルタント
八本松・志和・福富・豊栄地区	（株）グリーンコンサル
安芸津地区	ジェイシー・プランニング（有）

業務名：〇〇地区ため池等排土量 UAV 測量業務	
西条・高屋地区	（株）広測コンサルタント
八本松・志和地区	（有）広伸測量
黒瀬・安芸津地区	（株）陸地コンサルタント
福富・豊栄・河内地区	（株）和幸設計

担当：
建設部災害復旧推進課
TEL:082-426-3091

(3) 建設業法の一部改正に伴う建設工事請負契約約款等の改正について

1 趣旨

建設業法の一部改正が行われ、令和2年10月1日から施行された。

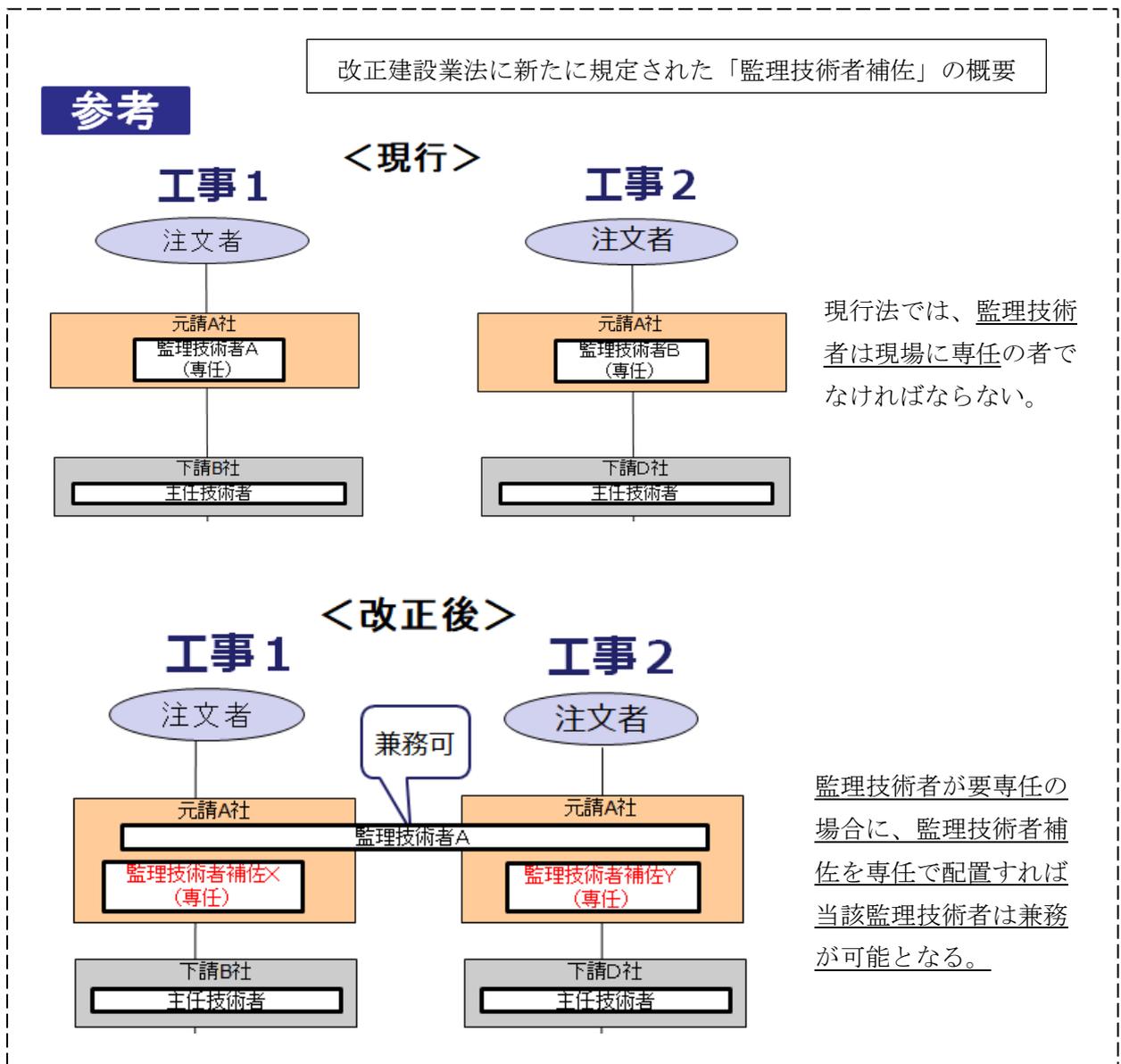
それに伴い、本市の建設工事請負契約約款（以下「工事約款」という。）の改正を行った。

（他の約款にも影響があることから、あわせて改正を行った。）

2 改正の概要

(1) 工事現場に設置する者について（改正工事約款第10条ほか）

改正建設業法（第26条第3項ただし書）において、監理技術者を補佐する者（監理技術者補佐）が新たに規定されたことを踏まえ、関係規定の整理を行った。



(2) 著しく短い工期の禁止（改正工事約款第22条の2）

改正建設業法（第19条の5）において著しく短い工期が禁止されたことを踏まえ、発注者が工期の延長又は短縮を行う際は、工事従事者の労働条件が適正に確保されるよう日数等について考慮しなければならないこととした。

3 施行

令和2年10月1日以後に締結する契約について適用し、同日前に締結している契約については、なお従前の例による。

4 その他の約款の改正について

今回の建設業法の一部改正に伴い、次の約款についても同様に改正を行った。

- ・設計施工一括発注工事対象請負契約約款
- ・業務委託契約約款
- ・保守・除草・清掃等業務委託契約約款

【改正後の約款の掲載場所】

東広島市ホームページ>組織から探す>総務部 契約課

>5 建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務（要綱・制度等）

>建設工事等関係規則・要綱・要領、契約約款（ページ下側の「契約約款」参照）

(4) 平成30年7月豪雨に伴う災害復旧工事に係る主任技術者及び現場代理人の兼務制限の緩和について（特例措置）

1 趣旨

平成30年7月豪雨によって、市内の広範囲にわたって甚大な被害が生じ、今後、集中的に発注される災害復旧工事について、入札の不調・不落を防止し円滑な工事執行を図るため、主任技術者及び現場代理人（以下「主任技術者等」という。）の兼務制限を緩和する。

2 内容

1) 次表の適用金額が3,500万円未満（建築一式工事にあつては、7,000万円未満。以下同じ。）の災害復旧工事に係る主任技術者等は、兼務制限の件数としてカウントしない。（兼務する全ての工事が3,500万円未満かつ東広島市内であれば、災害復旧工事の件数は無制限とする。）

2) 次表の適用金額が3,500万円以上（建築一式工事にあつては、7,000万円以上。）の工事にかかる主任技術者等は、災害復旧工事を含む場合、工事場所が東広島市内で密接な関係があり、全ての工事場所の間隔が **25km** 程度以内の公共工事であれば **5件**まで兼務を認める。（監理技術者の場合は兼務不可）

備考：従前は15km、3件

請負対象設計金額（税込）	主任（監理）技術者	現場代理人
1号工事・総合評価 3,500万円以上 （建築一式工事は、7,000万円以上） 【監理技術者配置工事 ※1】	兼務不可	兼務不可
3,500万円以上 （建築一式工事は、7,000万円以上） 【主任技術者配置工事】	2件以内 ※2 <u>※災害復旧工事を含む場合、工事場所が東広島市内で密接な関係（※4）があり、全ての工事場所の間隔が25km程度以内の公共工事であれば5件まで兼務を認める。 ※2</u>	2件以内 ※2 <u>※災害復旧工事を含む場合、工事場所が東広島市内で密接な関係（※4）があり、全ての工事場所の間隔が25km程度以内の公共工事であれば5件まで兼務を認める。 ※2</u>
2号工事・総合評価 3,500万円未満 （建築一式工事は、7,000万円未満）	5件以内 <u>※災害復旧工事に係る主任技術者等の件数を除く。 ※3</u>	5件以内 現場代理人配置特例 <u>※災害復旧工事に係る主任技術者等の件数を除く。 ※3</u>
500万円未満 （建築一式工事は、1,500万円未満）	兼務制限なし	

- ※1 入札参加条件等において監理技術者の配置を求めている工事を含む。
- ※2 申請により、同一の主任技術者による管理が認められた公共工事に限る。
- ※3 兼務制限の件数から除く災害復旧工事に係る主任技術者等については、他の工事の現場代理人と兼務する場合に行っている発注者双方の兼務承認の手続を不要とする。
- ※4 密接な関係とは、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事（資材の調達を一括で行う場合や工事の相当の部分を同一の下請け業者で施工する場合を含む）をいう。

3 適用期間

令和2年7月22日から令和4年3月31日までの間とする。

なお、従前の取扱いにより、契約済の工事又は公告・指名・見積依頼をした工事についても、当該工事に関する共通仕様書、特記仕様書、誓約書の内容にかかわらず、この取扱いの対象とする。また、過年度発生災害や今後発生する災害もこの取扱いの対象とする。